

既加入者は破棄を 国交省

保険加入指導書 一部に誤送付

建設業の社会保険未加入対策が急務であることを踏まえ、加入未確認業者の推定を広めに行ってしまったことなどが要因の様様。データ突合作業では、国交省の許可業者リストと厚生労働省の加入者リストを照らし合わせた。

当初、国交省からデータを受け取った厚労省は、5項目中3項目が合致すれば加入者とみなす予定だったが、商号・代表者が一致する場合でも複数の事業者がヒットするケースなどもあったため、合致項目を4に増やしたという。

考えられる行き違いとして、例えば、代表者が交代していた場合、5項目中の「代表者氏名（漢字）」「同（カナ）」の2項目が一致せず、すべて加入未確認業者とみなされる。建設業許可の本社と社会保険の登録事業所が、会社と代表者の自宅になっているなど、所在地が違つケースなども想定される。

問い合わせは、国交省土地

国土交通省が、2日付で一斉送付した社会保険加入「指導書」を受け取った建設会社の中に、既加入済みの企業が相当数含まれていることが分かった。未加入業者を洗い出す建設業許可部局と社会保険担当部局のデータ突合過程で、加入者とみなす条件を厳しくしたことなどが要因とみられる。

国交省では既加入者に対し、「不愉快な思いをさせてしまい誠に申し訳ない。指導書の破棄をお願いします」とコメント。加入者リストに明記するため、「お手数をお掛けするが、できれば商号と許可番号をお伝えいただきたい」としている。

指導書は、2016年1月以降に建設業許可の更新期限を迎える3保険（健康、厚生年金、雇用）の加入未確認業者約5・1万社に送付した。5日までに「既加入している」などのクレームが千件単位で寄せられたという。

- ・ 建設産業局建設業課許可係
- ・ 電話03―5253―8111
- 1まで。

年1月以降に建設業許可の更新期限を迎える社会保険未加入業者約5万1400社に2日付で送付した加入を促す大臣名の行政指導書について、送付先に多数の加入済み業者が含まれていたとして、加入業者に指導書の破棄を依頼した。

指導書の送付先を絞り込むため7～8月に行った未加入業者の確認で、同省の大臣許可・都道府県知事許可業者データと厚生労働省の社保加入状況データを照らし合わせた際に行き違いが生じたのが原因で、多数の加入済み業者が送付先に含まれてしまったという。

5日までに確認された加入済み業者は1000社以上に上っており、指導書が届いた加入済み業者から国交省に電話が殺到。加入義務がある3保険（健康、厚生年金、雇用）のうち、特に健康、厚生年金両保険の加入済み業者からの問い合わせが多かった。

国交省は、誤って指導書を送付した加入済み業者に対し、これを無効として破棄を依頼した。

社保加入指導書 1000社超に誤送付

国交省、破棄を依頼

国土交通省は5日、16